

2025文議第993号

令和7年11月21日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長

市村 やすとし

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理番号	件 名
総務区民 (7件)	第 42 号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第 43 号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第 44 号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第 45 号	ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
	第 46 号	「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願
	第 47 号	全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願
	第 48 号	議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願
厚生 (3件)	第 49 号	ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
	第 50 号	高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）に対する支援の強化・充実を求める請願
	第 51 号	文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願
建設 (2件)	第 52 号	区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
	第 53 号	都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状 3 号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願
文教 (6件)	第 54 号	教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
	第 55 号	オーガニック給食の実現を求める請願
	第 56 号	「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願
	第 57 号	一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願
	第 58 号	文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区 HP を通じて区民に公表することを求める請願
	第 59 号	竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜適切に区民に知らせることを求める請願
議会運営 (2件)	第 60 号	区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願
	第 61 号	文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願

請 願 文 書 表		
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第42号・43号	
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について 意見書の提出に関する請願	
請 願 者	42号	文京区本駒込1-2-5ルネ文京白山 一般社団法人本郷青色申告会 会 長 松 岡 隆 司
	43号	文京区小日向1-1-8藤和小日向ホームズ1階 一般社団法人小石川青色申告会 会 長 赤 司 幸 勇
紹 介 議 員	ほかり 吉 紀 豪 一 宮 本 伸 一 小 林 れい子 宮 崎 こうき たかはま なおき 品 田 ひでこ 高 山 泰 三 板 倉 美千代	
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り	
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会	

請願理由

長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和8年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

請願事項

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和8年度以後も継続すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第44号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

国は公営ギャンブルの収益を、公共事業や地方自治体のための財源としています。賭博が違法である一方で、公営賭博は法律による特別の許可と「公益性」があるとして特別法によって例外的に合法化されています。

しかし、そのことがギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる元凶になっています。

区の主要財源は、区民税を主とする「特別区民税」や、東京都からの「特別区交付金」、国や都の「国庫支出金・都支出金」などです。

区の2024年度の決算総括表によると、歳入から歳出などを差し引いた実質収支額は24億円増の80億円となっており、公営賭博関連の交付金の占める割合は非常に小さく、文京区の歳入構成に於いて、公営賭博からの収入は主要な割合を占めていません。

文京区は、今後も、人口増、税収入増が見込まれています。文京区の財政は、公営賭博の交付金がなくとも、区民の生活に必要な施策実現の予算は、区民が一層安心して働き暮らせ、納税することで、十分に健全に賄えるはずです。

公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後樂園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第45号
件 名	ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

今、次々とゲノム編集食品が届け出され、販売可能になっています。2025 年 9 月にはゲノム編集トマトの 3 例目の届出が提出されました。東京都内のスーパーマーケットではゲノム編集トマトに加え、トマトピューレ、ドライトマトといった加工品も販売されています。また、ゲノム編集された魚もオンラインショップで販売されています。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。新しい技術であるゲノム編集食品はまだ食経験がないので、食べ続けて問題がないのか誰にもわかりません。今、オーガニック給食に取り組む自治体は全国で増加しており、スーパーマーケットでもオーガニック食材を取り扱う店舗が増えています。これは消費者が食品を選択するときに、「食の安全」を重視していることの表れです。近年、アレルギーやアトピーを持つ子どもが増えています。ゲノム編集技術では、予期せぬ遺伝子損傷（染色体破砕）や新たなアレルギーの出現などが学会誌で報告されています。子どもがゲノム編集食品を口にしても大丈夫だろうかと不安に思う保護者もいます。

しかしながら、ゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、私たちは選択することができません。「消費者基本法」には、消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。消費者の選択の機会を確保するためには「食品表示」が欠かせません。EU では、2024 年 2 月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。種苗にも表示義務がないため、農家がゲノム編集された農作物と知らずに育ててしまい、学校給食で子ども達が食べてしまうことも考えられます。このままでは、誰もが知らないうちにゲノム編集食品を食べてしまう（すでに食べている）可能性があるのです。

今年の 10 月には愛知県議会が「ゲノム編集技術応用食品の表示に係る更なる検討についての意見書」を国に提出しました。現在、6 県議会・21 市議会・5 町議会から「ゲノム編集表示を求める意見書」が提出されています。消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」（令和 5 年）でも、5 割以上がゲノム編集食品の表示を求めています。食品表示は消費者にとって唯一の判断材料であり、なくてはならない大切な権利なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 消費者が食品を選択できるよう、ゲノム編集食品の国への届け出を義務化し、「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第46号
件 名	「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

警視庁保安課が11月6日、12歳のタイ国籍の少女を文京区内のマッサージ店で働かせたとして、店の経営者を逮捕した事件は、文京区民に衝撃を与えました。

文京区内で起きたことに加え、同課が仲介業者の関与した人身取引の可能性もあるとみて実態解明を進めるとしていること、さらに警視庁が摘発した外国人の人身取引の疑いのある被害者としては最年少であるということです。

文京区は長年、「文教」を大切に、「文の京」をうたうなど教育環境を大事に守ってきました。来春には（仮称）文京区こどもの権利に関する条例を施行する予定にしており、あらゆる子どもの権利を守る観点からも二度と同じような事件が起きてはなりません。そこで貴議会において、基礎自治体として同様の事件を未然に防げるよう、区民に対する啓発強化を区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区 HP において「人身取引」に関する啓発のページを設けてください。
※奈良市 HP は「人身取引をなくしましょう」、長崎県雲仙市 HP は「人身取引（性的サービスや労働の強要等）の被害について」、兵庫県丹波市 HP は「人身取引は重大な人権侵害です」といったタイトルを付けたページを設けています。
- 2 文京区として人身取引防止のための広報・啓発に努める姿勢を鮮明に打ち出してください。
※島根県江津市は「人権施策推進基本方針」の中で、「人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させている現状を踏まえ、本市は、国・県等と連携しながら、人身取引防止のための広報・啓発に努めます」と明記しています。
- 3 区報や、人権擁護、子どもの権利擁護の各種パンフレットなどで「人身取引（トラフィッキング）の用語解説を載せてください。
※横浜市は「人権施策基本指針」第4章横浜市様々な人権課題への取組、佐賀県鳥栖市は「人権教育・啓発に関する基本方針」、島根県江津市は「人権施策推進基本方針」の中で、「人身取引（トラフィッキング）に関する詳しい用語解説を載せています。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第47号
件 名	全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区では、職員研修の一環として、入区４年目を対象に「エンゲージメント向上研修」を実施している（令和７年度）ところですが、その目的は「職員同士のつながりを深め、継続的にエンゲージメントが向上する好循環を生み出し、離職防止や生産性の向上を図ることを目的とする」ことに限定されています。

しかし、本来の「エンゲージメント力」は職員に向けられるものだけではなく、一般企業において「顧客エンゲージメント力」が重要なように、「区民エンゲージメント力」も問われるのに、本区ではその点が抜け落ちています。

職員のモチベーション向上と質の高い仕事を実現し、離職率を低下させ、同時に区民対応力を向上する上でも、全職員の「エンゲージメント能力」向上が欠かせないと考えます。

（※23 区でも離職率低下に取り組む一環として全職員対象のエンゲージメント調査を実施したり、エンゲージメント力向上に向けた人事政策に取り組もうとしたりする自治体があります）

そこで、まずは全職員を対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員を対象に「エンゲージメント能力」向上に向けた対策を取るよう、貴議会から区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

※「エンゲージメント」は、婚約指輪を「エンゲージリング」と呼ぶのと同様、単なる一時的で形式的な関わりではなく、愛着や愛情と責任感を伴う強い結び付きを意味し、自治体のマネジメント分野では「職員エンゲージメント」（＝職員がその自治体に対して抱く「愛区精神」や「貢献したい」という自発的な意欲、主体的な関わりを指す）と、「区民エンゲージメント」（＝区民との「信頼関係」などを表す概念で、区民がその自治体の行政サービスに対して好意的な印象を持ち、継続利用したりポジティブな情報を発信したりする状態を指す）がある。

請願事項

- 1 全職員を対象に、職員間及び区民対応に関するエンゲージメント調査を実施し、本区における課題と問題点を把握してください。
- 2 上記１の調査に基づき、全職員を対象にエンゲージメント能力向上に向けた対策を講じてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第48号
件 名	議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

地方公共団体における監査制度の充実強化を目指した地方自治法等の一部改正(平成 29 年 6 月 9 日公布／平成 30 年 4 月 1 日施行)により、議会選出監査委員(以下、「議選監査委員」といいます。)を選出しなくてもいいようになりました(*1)。改正に先立つ総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書(概要)」(平成 25 年 3 月)によれば、監査委員の専門性及び独立性について、「監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要」「議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、専門性及び独立性が不十分」との意見が出されています。

これを受け、全国でも議選監査委員を選出しないようにした自治体が出始め、滋賀県長浜市(令和 2 年)、大阪府熊取町(令和 3 年)、長野県塩尻市(令和 5 年)で廃止しています。

議選監査委員の問題点としては、「中立性の困難さ」「専門性の欠如」「議員活動との両立の難しさ」「執行機関の中に議員が入るというガバナンス上の原理的な問題」(*2)等が指摘され、議選監査委員が監査委員として知り得た情報を基に、議員活動報告や一般質問の中で取り上げるとはどの程度許されるかという問題も議論になってきたところです。

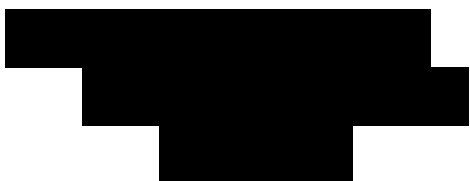
監査制度の充実強化は地方公共団体の内部統制の充実強化につながるものであり、議選監査委員に代わり専門的な高い識見を持つ外部委員とすることは文京区の内部統制強化に寄与すると考えます。そこで貴議会に対し、下記を請願いたします。

(*1) 地方自治法第 196 条第 1 項…監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(*2) 議選監査委員制度の根源的な問題点として、議事機関の構成員でありながら、執行機関の特別職になるという制度設計は好ましくないとして「二代表制の理念に反する」という意見がある。

請願事項

- 1 議選監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、議員の中から監査委員を選出することのメリット／デメリットを改めて検証し、検証結果を区民に適宜適切に情報提供してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第49号
件 名	ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

国の「副反応疑い報告」の報告数や「予防接種健康被害救済制度」の申請件数を見ればわかるように、接種開始時に治験中であった新型コロナワクチンによってワクチン史上最大の健康被害が起きています。副反応疑い報告例は、合計 3 万 7,555 件（重篤例 9,325 人、死亡例 2,295 人）。「予防接種健康被害救済制度」では、受理数 1 万 4,394 件で 9,343 件が認定され、死亡一時金または葬祭料の認定は 1,047 件になっています。

文京区民でも「予防接種健康被害救済制度」で死亡一時金の認定を受けた方が 1 件、障害年金の認定を受けた方が 1 件います。文京区ではこれまでに 10 代～90 代の年齢の区民 29 人から申請が出ています。

ワクチン接種により健康被害を受けた場合、「健康被害救済制度」を知らなければ、救済にたどり着けません。「新型コロナワクチン後遺症患者の会」のアンケートでは、「接種時に救済制度の情報を知らされなかった」と 48%の方が回答しています。このことは、これまでに行政が適切に周知を図っていたつもりでも、接種対象者に伝わっていなかったことを表しています。

文京区は、ホームページで「予防接種健康被害救済制度」の申請について詳細な記載をすることや予診票と一緒にお知らせでの周知、9 月の厚生委員会においても医師会や接種医療機関とも連携していくとして、真摯に改善に取り組んでおられます。しかしながらこの広報のやり方では、定期接種の対象者、病院に行った人、ホームページを見た人には情報が伝わりますがそれ以外の区民には十分とは言えません。

第 1 回目の新型コロナワクチン接種では、16 万 2,494 人の区民が接種を受けています。内訳は、高齢者が 4 万 208 人、12～64 歳が 11 万 7,128 人、小児が 3,959 人、乳幼児が 1,199 人となっています。接種をしたすべての区民に伝わる広報が求められるのです。

区民が救済の申請を区に出してから結果が出るまでに 1 年以上かかる事例もでています。広報を迅速に行うことも必要です。ワクチン後遺症になった患者さんは苦しまれており、1 日でも早い救済を求めています。文京区独自の判断で動けることは早急に実施していただき、救済を求める方に必要な情報が行き届くようにしていただきたいです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 区民が「予防接種健康被害救済制度」を認識できるようにより周知を工夫し、特に過去最大の健康被害が起きている新型コロナワクチンを過去に接種したことのある 16 万人以上の区民には迅速に周知の徹底を図ること。
- 2 区報の表紙などの目立つ場所に「予防接種健康被害救済制度」の特集を組み周知を図ること。
- 3 各町会・地域活動センター・交流館・福祉センター・総合体育館・スポーツセンターなど区民の集まる場にある掲示板を使い「予防接種健康被害救済制度」の周知を図ること。
- 4 文京区公式 LINE で友達登録者に「予防接種健康被害救済制度」の情報提供をして周知を図ること。
- 5 新型コロナワクチン後遺症の症状は多岐に渡るため、掲載が困難な場合は、「予防接種健康被害救済制度」の周知の際に QR コードを使い、リンク先に認定された全ての症例を記載し、自分の症状が該当するか確認できるように工夫すること。
- 6 「予防接種健康被害救済制度」への申請はハードルが高く、申請を断念する患者も多いので、申請をサポートする体制が文京区にあることも併せて周知すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第50号
件 名	高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）に対する支援の強化・充実を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）は増えており、文京区も例外ではありません。

しかし、文京区において「一歩先行く自治体」として、家族や親族による日常的な支援を受けにくい状況にある「高齢おひとりさま」に対する支援策が十分であるとは言い難く、全国の他の自治体に比べ後れを取っている施策も多くあります。

「文の京」総合戦略（令和6～9年度）には、基本構想を貫く理念として「だれもがいきいきと暮らせるまち」を打ち出し、主要課題として「高齢者等の居住安定の支援」（No. 19）や「高齢者の見守りと権利擁護」（No. 20）などを掲げ、高齢者福祉施策としての見守りネットワークや生活支援サービス、地域包括支援センターの設置などが進められていますが、「高齢おひとりさま」に的を絞ったものではないだけに、今後も含め支援策として十分に対応しきれているとは言えません。

全国の自治体では「高齢おひとりさま支援コーディネーター」を置いたり、「高齢おひとりさま」専任相談員を配置して日常生活から死後事務まで包括的な伴走支援を一貫して行う体制を構築したりしています。

文京区においても「高齢おひとりさま」を対象とした生前・死後サポートの「ワンストップ窓口」の設置も欠かせないと考えます。

「高齢おひとりさま」は、いわば「支援のはざま」に居て、社会的孤立や生活不安、権利侵害のリスクが高まっていることから、貴議会において、全国の先進自治体の事例を調査・研究し、文京区として取り入れられるものは取り入れ、「高齢おひとりさま」の支援を充実・強化すべく区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 「高齢おひとりさま」の支援施策・事業について全国の自治体の先進事例を調査・研究し、文京区として取り入れられるものは取り入れてください。
- 2 上記1に関連し、特に「高齢おひとりさま」を対象とした専門のコーディネーターや専任相談員を配置し、包括的な伴走支援体制を構築してください。
- 3 上記1に関連し、特に「高齢おひとりさま」にとって欠かせない支援が「ワンストップ」で相談したり申し込めたりする「窓口」を整えてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第51号
件 名	文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

全国的に「民泊」に対する規制強化の動きが広がりつつあります。

報道ベースの情報になりますが、新宿区は 9 月 12 日、業務改善命令に従わない悪質な 12 事業者 22 施設に業務停止命令を出したと発表したとのことであり、豊島区は 9 月 10 日、区内で民泊営業を認める期間を夏・冬休み期間に限定する方針を発表したとのことで、報道によると、豊島区内の約半分の地域では新設も禁止し、民泊の増加に伴い住民からゴミや騒音の苦情が増えたことを受け、条例を改正して 2026 年 7 月をメドに規制を強化するとのことです。

9 月 23 日には日本経済新聞が「民泊規制、都内で再燃 22 区、葛飾・墨田は条例制定へ ゴミや騒音の苦情増で」の見出しで記事を掲載し、「東京 23 区で民泊規制の導入が再燃している。4 区が新たに営業制限を設ける予定で、江戸川を除く 22 区に広がる見通しだ。ゴミや騒音の苦情増加に対応する」と報じました。

豊島区と新宿区は、文京区に隣接する区であり、「民泊」事業者の傾向として規制の緩い自治体において事業展開することから、文京区においても規制を強化していかないと、「民泊」が集中する懸念が深まり、区民も極めて強く憂慮しています。

そこで、貴議会において、文京区における「民泊」事業の状況と他の自治体の動きを細かく把握し、文京区への影響を分析するとともに、必要に応じて規制を強化するよう区長に働きかけていただきたく、以下のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区における「民泊」事業者の増加傾向や、トラブル・行政指導等の実態を細かく把握し、適宜適切に区民に正しい情報を提供してください。
- 2 他の自治体の規制強化の動き（特に文京区の隣接区）が文京区に与える影響を分析してください。
- 3 上記 1 と 2 を踏まえ、文京区においても、重大なトラブルが発生する前に、必要に応じて「民泊」の規制強化を検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第52号
件 名	区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 政治団体 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	金 子 てるよし
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区ではこれまで、まちづくりにおける「区民参加」の仕組みを整えてきたのかもしれませんが、「区民参画」の仕組みは十分とは言えず、「パブリック・インボルブメント(PI)」とまではいかなくても、開発案件について構想の初期段階から区民が参画できているとは言いがたい実情があります。

本件を巡る「請願」審議においては、建築紛争解決のための取り組みなどに対し、「機能している」との評価もあるようですが、そうだとすると、なぜ「ル・サンク小石川後樂園」の問題が今なお解決されず、宝生ハイツの建て替えを巡っても紛争が司法判断を仰ぐまでに先鋭化し、「本郷三丁目 40」のマンション計画についての請願（令和 7 年 5 月 29 日第 11 号）が提出されるのか、合理的な説明がつきません。

こうした問題の背景には、「計画段階で住民の声が制度的に届かない」「“対話”の仕組みが整っていない」といった構造的な課題があり、ひとことで言えば、「区民参画」の仕組みが十分に整っていないことに起因していると考えます。

杉並区や世田谷区、目黒区などでは、「まちづくり基本条例」や「まちづくり参加条例」を通じて、地域住民が構想の初期段階からまちづくりに参画できる制度が明文化され、「どの段階で、誰が、どう参加できるか」といったルールや手順が条例により明確化されており、住民・事業者・行政が共通の基盤のもとで合意形成に向けた対話を進めることが可能です。

本請願における「条例」の趣旨は規制を強めるのではなく、区民と事業者と行政が、不要な対立を避けながら対話を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことであり、特に「区民参画」については、これまで参画しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な区民にも開かれたまちづくりを可能にすることです。「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を立場の異なる関係者が共に考える仕組みを研究すべく、以下のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想の初期段階から参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、(仮称)「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第53号
件 名	都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状3号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	金 子 てるよし
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

東京都と文京区を含む特別区及び 26 市 2 町は「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」を作成し、東京都は令和 7 年 7 月 29 日に公表し、8 月 29 日まで「計画等の策定に係る意見公募手続に関する要綱」に基づき、都民から意見を募りました。

文京区においては、「環状 3 号線」の延伸未整備区間が含まれていますが、「中間のまとめ」の判断基準の中に「現在の土地利用に対する考慮」が明確に打ち出されておらず、これでは「優先路線」として強引に選定し、整備を強行するといった懸念が生じます。

都市計画路線の未整備区間に関しては、それぞれの路線について 50 年、100 年単位の歴史的な経緯があり、「環状 3 号線」の延伸未整備区間を巡り、文京区でもそうした歴史的な経緯を考慮するという判断基準が望まれます。

都と地元市区町村は地元住民の意向を踏まえて慎重に検討はするようですが、「現在の土地利用に対する考慮」と「歴史的な経緯」に基づき、特に「環状 3 号線」の延伸未整備区間においては道路整備で失われる住宅街や歴史や文化、自然環境についても慎重に検討することを区民に明らかにすべきと考えます。

「中間のまとめ」では「合意形成」の図り方に対する記載がほとんどなく、特に地元住民との「対話」や「熟議」を通じて合意形成を図ることの重要性の認識が足りず、またその具体的な仕組みをどうつくるのか、つくり上げていくのかといった点もありません。

そこで貴議会において、文京区からも下記を東京都に求めるよう働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 都市計画道路の廃止に向けた検討をする際の判断基準として、「現在の土地利用に対する考慮」を重視するとともに、その道路に対する地元自治体と住民の意向の歴史的な対応経緯を最大限尊重するよう東京都に求めてください。
- 2 上記 1 に鑑み、「環状 3 号線」の文京区内の延伸未整備区間は「廃止」とするよう東京都に求めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第54号
件 名	教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少 人数学級実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2024 年度全国の小中学校の不登校児童数は 35 万 3970 人で過去最多を 12 年連続で更新しています。また、いじめ認知件数は 76 万 9022 件と 4 年連続で過去最多となり、心身に重大な被害を受けた疑いがある「いじめ重大事態」も 1405 件（23 年 1306 件）と最も多くなりました。文京区においても同様の増加傾向があり放置できません。文科省は「極めて憂慮すべき状況が継続している」としており、学校が安心して学べる場所、居場所になっていないことは明白です。

これらの不登校実態の背景には、競争的な教育と、子どもに寄り添い声を受けとめる教員が多忙化している実態があります。教職員の休職者も過去最多で、全国で 7000 人を超える精神疾患による教員休職者の存在など学校の深刻な実態は、教職員不足に歯止めがかかっていないことを示しています。

文科省は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小中学校では 8.8%、高校では 2.2%と発表。その増加傾向は現在も続いています。障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育では、授業時間内の教室内での個別配慮・支援が必要で、座席位置・コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められており、実施している小中学校は 54.9%でした。国は 2026 年度から 3 年間かけて中学校の 35 人学級化を進めますが、このような支援が必要な児童は、小中学校の 35 人学級で 3 人程度と推測され、早急に 30 人学級を目指して教職員の増員やそれに伴う教室数の確保が必須の課題となっています。

「文の京」総合戦略では人口推移を 15 年後の 2038 年まで増加すると見込んでいます。年少人口も現在の 29370 人から 37366 人に増加し、小中学校の児童数が増えることは必然です。2025 年 9 月 1 日現在で文京区立小中学校では、教員の欠員 50 名に対し正規 1 名・非正規 44 名の充当が行われていますが、それでも教員未配置数が 5 名です。教員不足は明らかとなっており、このような配置数では、現場での新任教員育成にも苦慮が伴うと推察できます。過去にも担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態が文京区内でもありました。文京区における人口動態を踏まえ教員配置を適切に行うことは行政の責任です。

学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは、学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるために必要です。何より教員を大幅に増やして教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちの声をしっかりと聞ける環境を作ることは急務です。

35 人学級への法改正を受けて自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進め、教室数の確保を含め子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任です。少人数学級を進め、国を待たず東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅増額し、東京都においても独自に教員を増やし 35 人学級を中学校 3 年生まで一挙に拡大することを強く要請します。

請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校 2 年生以上も 35 人学級にするよう都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校 2 年生以上も 35 人学級にすること。
- 3 国に対して中学校の 35 人学級への移行を求めること。
- 4 小・中・高の全学年で 30 人学級の実現を都に求め、文京区としても 30 人学級への移行を開始すること。
- 5 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第55号
件 名	オーガニック給食の実現を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	千 田 恵美子 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

日本の食料自給率は 38%です。しかし日本人の主食である米に関しては、栽培で使う化学肥料のほぼ 100%が輸入品です。野菜の種も 90%が海外産です。種・肥料などの海外依存度を考慮すると「実質自給率は 9%」と東京大学の鈴木宣弘教授は試算します。つまり、何らかの理由で流通が止まれば、日本の農業と消費者は大ダメージを受けます。今求められているのは、海外に依存しない「国内での循環型の食料自給システム」です。

有機農業は、化学肥料・農薬に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。農水省が定めた「みどりの食料システム戦略」では、2050 年までに有機農業面積を 25%にする目標を掲げています。そして今、学校給食に有機農産物を取り入れる自治体が全国で増えています。東京都内では、世田谷区や品川区で実現しています。さらに港区でも、12 月 8 日の「有機農業の日」に合わせオーガニックデイ給食の実施を予定しています。

オーガニック給食実現のためには、数々の課題を克服しなければなりません。2025 年 9 月、農水省と文科省は、地方公共団体や生産者、教育関係者に向けて、学校給食で地場産物や有機農産物を活用するためのポイントをまとめたガイドブックを策定、公表しました。オーガニック給食実現の鍵になるのが「公共調達」です。「学校給食で、有機農産物を適正価格で買い上げる」ことが有機農家を増やす大きな力になります。農家は、安定した価格で定量の農作物を継続購入してもらえるので、農業生産の維持や経営の安定につながります。ガイドブックの中には、都市部にある大阪府泉大津市が「農業連携協定」を結び、農村地域を持つ自治体と連携してオーガニック給食を実現している取り組みも紹介されています。泉大津市では安心安全な食材が安定的に確保できるようになり、北海道旭川市では有機農業事業者が 6 倍、耕地面積は 2 倍に増加するなど双方にとってプラスの効果を生んでいます。

子どもたちの口に入るものは、リスクのある輸入品ではなく、誰がどこでどう作ったかわかる安心安全な国産の農作物が望ましいです。オーガニック給食に成功している千葉県いすみ市も最初は米の有機農業者はおらず、栽培方法も分からないところからのスタートでした。そこから、市役所・生産者・栽培技術の指導者・学校給食に関わる様々な関係者が協力し合い乗り越えてきました。文京区でも課題を乗り越え協力し合い、未来を担う子供たちに最良の給食を提供できるように努めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 1 年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用すること。
- 2 その実施を子ども達の食育・環境教育の一環として位置づけ、協定自治体等との連携を通じて、有機栽培の理念や方法を含め、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第56号
件 名	「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める 請願
請 願 者	文京区小日向3-12-9 梶野 秀一
紹 介 議 員	依 田 翼
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

小日向台町小学校の改築工事に関しては本年7月に区より2回目の住民説明会が実施されました。その際、公表された計画では、体育館及び給食室は地下1階にあります。体育館の上にはガラス屋根のプールがあります。この案は、とても贅沢なように見えますが、下記の理由により専門的見地からみて多くの問題があります。

①地下化の問題点

まず地下1階の床面積は延2,000㎡以上と広大で、かつ地下1階とはいえ地盤より約5m以上低く、当該部分の搬出土量は10,000㎡を超えると予想されます。すなわち現在の小日向台町小の体育館2ヶ分以上の土量を掘削、搬出する必要があります。8tダンプ2000台分です。概算ですが、地下化により建設費は5億円以上の増加が予想されます。(数値はパンフレット図面からの概数)

地下による建設費の高騰、工事中の騒音振動、大型車両問題、そして工期の長期化による児童への負担増など、マイナス面が多すぎます。近年、公共事業の不調が続いている今日、地下部分の建設は可能な限り縮小するのが妥当と考えます。マンション建設だったら、周辺住民から大反対運動がおきるでしょう。

さらに、地下の体育館は災害時を含め、平常時も使いづらいと思います。多大な経済的損失と住民への犠牲をはらった結果、いいものができればまだしも、良くない状態をつくるのは選択すべきではないと考えます。

②何故、このような計画に至ったか。

当初は、自校建替方式による建替のため段階計画が前提であり制約があったことが挙げられます。しかし別敷地に一時移転することによって、段階計画にする必要がありません。しかしながら現在の計画は、以前の段階計画をそのまま踏襲してほとんど変更なしに提示されています。今回は段階計画をせずに計画策定ができるわけですから、段階移転の制約なしで計画を策定することができます。その場合、体育館や給食室を地下に設けないことも検証の結果十分可能です。

請願事項

- 1 小日向台町小学校等の改築については既往の段階計画にとらわれず計画の修正をお願いします。その際、可能な限り地下化を避けて、建設費の抑制や、周辺への影響を極力低減すること、そして使いやすい魅力ある計画を策定してください。見直しの時間は十分にあります。何より工期の短縮を図り、児童や地域の負担を軽減してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第57号
件 名	一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費 及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現すること を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区でも義務教育費や関連教材費等の無償化に向けた取り組みをしていますが、他の自治体に比べると後れを取るものがあります。

例えば品川区は令和7年度から区立小・中学校の修学旅行費を所得制限なしで無償化したほか、令和8年度からは区立中学校の制服を無償化すると発表しました。

葛飾区も区立中学校の修学旅行費を令和7年度から完全無償化していますが、文京区は修学旅行費の物価高騰分の一部補助だけにとどまります。（※修学旅行費の無償化はこのほか、墨田区、荒川区でも令和7年度から実施、荒川区は小学4年～中学2年の臨海・林間学校なども公費で賄う）

23区では、小中学校で使う学用品の費用を無償にする動きも広がっており、品川区は令和6年度から、区立の小中学校を対象に家庭が負担する書道用具や学習ドリル、絵の具セットなどの学用品やドリルなど補助教材にかかる費用を所得制限なしで全て無償にしたほか、荒川区は令和7年度の卒業生から小中学校のアルバム代（1万～3万円程度）を無償化しました。

文京区は、職員行動指針「チーム文京スピリット」の「誓い」において、「一步先行く自治体として、区民の“期待どおり”のサービスから、“期待以上”のサービスに発展させ、区民感動を実現します」と明記しており、義務教育費や関連教材費等の無償化において、「一步先行く自治体として」「区民感動を実現」する必要があると考えます。

そこで、一步先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現するよう区長に働きかけていただきたく下記を請願いたします。

請願事項

- 1 一步先行く自治体として、義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現してください。
- 2 上記1に関し、特段の事情等があつて他の自治体に後れを取る場合には、その理由と根拠を区民に丁寧の説明し、区民の理解と納得を得られるよう努めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第58号
件 名	文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	依 田 翼
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区教育委員会においては、会議規則が整えられ、第三十一条として「議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない」と規定し、第1項として記載する事項が列挙され、第2項には「非公開とした会議の議事録は、前項に準じて別に作成しなければならない」と定めています。

しかし、区HPの教育委員会の「定例会等会議録」(ID:2048)のページには令和2年以降、令和7年の現時点まで69回分公表されていますが、臨時会は令和6年8月19日開催の1回だけで、残りは全て定例会のものとなっています。

一方、区HPの「定例会等資料」の「令和7年」(ID:10561)のページを見ると、臨時会(持ち回り審議)は9回開催されており、これらに対応する「会議録」が公表されていないということになります。

そこで貴議会において、教育長に対し、文京区教育委員会会議規則に則り、臨時会(持ち回り審議)についても「会議録」を公表し、区民の「知る権利」に応えるよう働きかけていただきたく下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区教育委員会会議規則第三十一条に則り、臨時会(持ち回り審議含む)が非公開であったとしてもやりとりの記録を、区HPで公表してください。
- 2 文京区HPでは現在、令和2年以降、令和7年の現時点まで臨時会の「会議録」は令和6年8月19日開催分しか公表されていないので、残りの未公表分を早期に公表してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第59号
件 名	竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜適切に区民に知らせることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

竹早公園と小石川図書館の再整備を巡っては、令和6年1月に基本計画の「中間のまとめ」を発表して以降、事実上、頓挫しています。

区は令和6年10月19日に「第1回ミーティング（ワークショップ）」、同年12月14日に「第2回みんなで考えるミーティング」を開催しましたが、令和7年3月に開催予定だった第3回は「一旦見送り」になったままとなっています。

この間、区は令和7年2～3月にかけて、「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問」を受付、同年6月9日に回答を区HPで公表しましたが、その回答には「今後検討してまいります」という記載が56カ所もあるなど、具体的な内容に乏しく、区民への情報提供も途絶えたままになっています。

このプロジェクトに関連して「区民の声」を送っても、回答まで3～4カ月かかっており、区において区民が必要とする情報を適宜適切に区民に届けられていません。

そこで貴議会において、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る基本計画づくりや第3回の「みんなで考える区民ミーティング」の検討状況について、適宜適切に区民に届けるよう区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る基本計画づくりの進捗状況を適宜適切に区民に情報提供してください。（せめて半年に1度は公表してください）
- 2 区において「一旦見送り」としている第3回の「みんなで考える区民ミーティング」についても検討状況を適宜適切に区民に情報提供してください。（せめて半年に1度は公表してください）

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第60号
件 名	区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	依 田 翼 板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区議会においてはこれまで様々な改革に取り組んでいることは区民として理解しているところ、「請願」審議については必ずしも「一步先行く自治体」の議会として十分ではないと思えるところが少なくなく、「請願」審議を深める工夫の余地が多くあります。

全国の他の自治体との比較（注 1）で言えば、文京区議会では委員会において請願者自らが趣旨説明や意見陳述をできる仕組みもなく、委員会各委員が請願者に直接質問できる仕組みも整えられていません。

区民に寄り添い、「請願」となって表れた区民の声をしっかり汲み取るには、請願者による意見陳述や趣旨説明の場を設けて生の声を直接聴いていただくとともに、委員のみなさまからも直接質問を受けることが非常に重要であると考え、貴議会に対し、以下の請願をいたします。

（注 1）7 年前の調査になりますが、日経グローバルが日経リサーチを通じて全国 815 市区議会を対象に行った「市区議会に関するアンケート」（回答率 99.8%、2018 年 7～9 月にかけて実施）によると、「請願・陳情者が委員会で直接説明する機会」があると回答したのは 23 区では豊島区や目黒区など 10 区あり、東京都 25 市では国立市、日野市、調布市、町田市など 15 市もありました。

請願事項

- 1 委員会において、請願者自らが「趣旨説明」や「意見陳述」をできる仕組みを整えてください。
- 2 委員会において、それぞれの委員が請願者に対し、直接質問できる仕組みを整えてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年11月19日 第61号
件 名	文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区議会議員の政務活動費の文京区議会ホームページ（HP）上での情報公開については、四半期ごとに会派別の「政務活動費収支状況報告」が掲載されるだけになっています。

文京区に於いては、文京区議会政務活動費の交付に関する条例第十三条で「議長は、第八条第一項の規定により提出された収支状況報告書及び第九条第一項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」と定めていますが、「使途の透明性の確保に努める」という観点で言えば、領収書や政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等についても HP 上で公表することが欠かせません。

公表に伴う区議会事務局の事務的負担に関しては、2018 年 11 月 28 日の平成 30 年議会運営委員会において、今回と同様の内容の請願の審議の際、区議会事務局長が「事務的にというお話でございましたけれども、議員の皆様方で決めたことであれば、私どもはできる限り全力を尽くしてサポートさせていただくという立場でございます」と答弁しており、問題ないと考えられます。

政務活動費の使途の透明性確保と向上の観点で言えば、会派別ではなく議員別の「政務活動費収支状況報告」にするほうが、文京区民の区議会への関心と信頼を高め、区議会の活動を評価してもらうことにもつながると思いますし、文京区が目指す「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」は、単に住環境を良くするだけではなく、区議会の透明性確保や積極的な情報公開によっても支えられたものであると思います。そこで貴議会に対し、以下を請願いたします。

請願事項

- 1 政務活動費の交付に関する領収書や政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等については会派別ではなく議員別としてください。
- 2 上記 1 に関連し、政務活動報告書等を文京区のホームページ（HP）を通じて公開してください。